

今月の経理情報

2005年7月

今回のテーマ： 電子帳簿

電子帳簿保存法が改正され、原本が紙の国税関係書類をスキャナに読み取り電子データによって保存することも可能になりました。改正電子帳簿保存法は、平成17年4月1日より施行されています。

保存義務のある帳簿書類および保存期間

適用法	対 象 帳 簿 書 類	期間
法人税法	仕訳帳・総勘定元帳・補助元帳などの帳簿、 貸借対照表・損益計算書などの決算関係書類 見積書・納品書・請求書・領収書・預金通帳・手形控などの証憑書類	7年
消費税法	仕入控除を受けるための要件として、原則として帳簿および請求書等の両方	7年
商法	商業帳簿および営業に関する重要書類	10年

国税関係帳簿書類の電子データによる保存のための要件

- 1) 保存を行おうとする日の3ヶ月前までに所轄税務署長に申請書を提出し、承認を受けること。
- 2) 電子データを訂正・加除した場合に、その履歴がわかること。
- 3) ディスプレイやプリンターを備え付けて置くことなどの一定の要件。

スキャナ保存制度の創設

<対象となる書類>

請求書、納品書、検収書、注文書などの書類や3万円未満の契約書・領収書(写)。

<スキャナによる保存のための要件>

- 1) 3ヶ月前(H18年3月31日までは5ヶ月前)までに申請書を提出し、承認を受けること。
- 2) 改ざん防止のため、電子署名とタイムスタンプによる作成者および作成日の証明などの一定の要件。

<まとめ>

電子データによる保存が可能な帳簿書類の範囲		改正前	改正後
自己が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用して作成した 1) 仕訳帳・総勘定元帳などの帳簿、 貸借対照表・損益計算書などの決算関係書類 2) 取引の相手方に交付する請求書の控などの書類			
上記以外の紙が原本となる帳簿書類	仕訳帳・総勘定元帳などの帳簿、 貸借対照表・損益計算書などの決算関係書類	×	×
	記載金額が3万円以上の契約書・領収書(写)	×	×
	上記以外の書類	×	

お見逃しなく!

スキャナによる保存は書類ごとに選択できます。

たとえば、契約書は紙で保存し、それ以外はスキャナによる保存など。